

別表 賞状等の用紙について

区分	寸 法	色	市紋章の位置及び大きさ	用 途
特大	縦…39.4センチメートル 横…53.0センチメートル (日本標準規格 B3 判規格外)		用紙の上辺中央から 2.0 センチメートル下がった点を市紋章の最上端とし、そこから最下端までの長さを 5.0 センチメートルとする。	本市の名誉市民、有功者及び文化功労者並びにこれらに相当する者に対する表彰状
大判	縦書き用 縦…36.4センチメートル 横…51.5センチメートル (日本標準規格 B3 判)	用紙…肌色 紋章…原色 輪郭…灰色	用紙の上辺中央から 1.5 センチメートル下がった点を市紋章の最上端とし、そこから最下端までの長さを 4.5 センチメートルとする。	上記以外でそれに準ずる者に対する表彰状
	横書き用 縦…51.5センチメートル 横…36.4センチメートル (日本標準規格 B3 判)		用紙の上辺中央から 1.5 センチメートル下がった点を市紋章の最上端とし、そこから最下端までの長さを 4.5 センチメートルとする。	
中判	縦…29.7センチメートル 横…42.0センチメートル (日本標準規格 A3 判)		用紙の上辺中央から 0.5 センチメートル下がった点を市紋章の最上端とし、そこから最下端までの長さを 4.0 センチメートルとする。	賞状及び感謝状並びに上記以外の場合における表彰状

注 1 用紙の厚さは四六判180グラム相当のものとし、紙質は古紙利用率35パーセントの再生紙とする。

2 輪郭は、京都市の花及び木（サトザクラ、タカオカエデ及びカツラ）をデザイン化したもの（別図1のとおり。ただし、中判（左横書き用）については、別図2のとおり）とする。

3 紋章の色については、原色とは、昭和35年1月1日京都市告示第306号所定の色をいう。



参 考